

下関市立大学点検評価実施要領

全部改正 平成 24 年 3 月 2 日
一部改正 平成 27 年 3 月 30 日
一部改正 平成 27 年 11 月 30 日

1. 趣旨

この実施要領は、下関市立大学学則第 2 条で定める点検評価等の実施に関して、実施の手順など必要な事項を定める。

2. 地方独立行政法人法に基づく「年度計画」及び「業務実績報告書」との関係

- (1) 年間を通じて所管事項に係る事業の実施等に当たる主要な委員会及び部局（以下「委員会等」という）が行う点検評価は、「年度計画」及び「業務実績報告書」の作成プロセスにあわせる。
- (2) 委員会等の「年間活動計画」は「年度計画」によって代える。ただし、事情に応じて「年度計画」に含まれない事業を追加することができる。
- (3) 委員会等の「年間活動計画」に対応した「活動実績報告書」は、「年度計画」に対応した「業務実績報告書」によって代える。「年度計画」に含まれない事業を追加した場合は、当該事業の活動実績を追加的に記載する。

3. 実施の手順

- (1) 委員会等は、1 月末を目途に、「活動実績報告書」（「業務実績報告書」）及び次年度の「年間活動計画」（「年度計画」）を作成し、下関市立大学点検評価委員会（以下「点検評価委員会」という）に提出する。
- (2) 委員会等が作成した「活動実績報告書」と「年間活動計画」について、点検評価委員会で相互評価を行う。
- (3) 点検評価委員会は、相互評価の結果を含めて「年間活動計画」を経営企画会議と教授会に報告し、学長は教授会の意見を聴取する。
- (4) 委員会等は、3 月末を目途に、必要に応じて「活動実績報告書」の修正や追加を行う。
- (5) 新年度の遅くない時期に、委員会等が作成した「活動実績報告書」について、点検評価委員会で相互評価を行う。
- (6) 点検評価委員会は、相互評価の結果を含めて「活動実績報告書」を経営企画会議と教授会に報告し、学長は教授会の意見を聴取する。
- (7) 教員の個人評価に係る手順及び方法については、別に定める「教員評価実施要領」による。

4. 点検評価結果の公表等

- (1) 点検評価委員会は相互評価を実施するほか、点検評価の客観性を確保する

ために、学生及び学外者を交えた点検評価シンポジウム等を開催し、年間活動計画などの策定に活用する。

- (2) 点検評価委員会は、とりまとめた点検評価結果を、経営審議会と教育研究審議会の承認を得て公表する。認証機関による評価を受けたときには、その評価結果を添えて『下関市立大学点検評価報告書』を公刊する。

5. その他

以上に定めるもののほか、点検評価に関し必要な事項は点検評価委員会が定める。

附 則

この要領は、平成24年3月2日から施行し、平成23年度「年間活動計画」及び平成23年度「活動実績報告書」から適用する。

附 則（平成27年3月30日改正）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月30日改正）

この要領は、平成27年11月30日から施行する。